

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイント・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長執行役員 東海林 義信  
(コード番号 8874 東証第1部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 関根 達也  
グループ経営企画室長  
(TEL 03-5759-8874)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 20 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社株式は同日をもって株式振替制度に移行しました。(いわゆる株券の電子化)。

これに伴い、当社の定款上、株券を発行する旨の規定が廃止されたものと法律上みなされておりますが、改めて同規定を廃止するとともに、同制度実施に伴い不要となった実質株主、実質株主名簿などの用語を削除するなど、所要の変更を行うものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条、第 12 条、第 31 条)

(2) 今後の事業展開に備えて、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条第 11 号)

(3) 経営の意思決定・監督を行う取締役(会)と業務執行を行う執行役員の役割を一層明確化するため、会長を除く取締役の役付を廃止しましたので、これに伴い所要の変更を行うものであります。(変更案第 13 条、第 20 条第 2 項、第 21 条)

(4) 剰余金の配当(現行定款第 31 条)について、期末配当と中間配当をそれぞれ明確にするため、該当条文を分割するものであります。(変更案第 30 条第 1 項、第 2 項)

(5) その他、条文の削除に伴い必要な条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 20 日

\* 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〃 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(10) 〃 &lt;新 設&gt;</p> <p>(11) 〃 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は100株とする。</p> <p><u>2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〃 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(10) 〃</p> <p><u>(11) 旅館、ホテル等観光施設並びにゴルフ場、テニスコート、プール等健康レジャー施設の経営、コンサルティング及びゴルフ場等会員権の売買</u></p> <p>(12) 〃 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第9条～第10条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第11条の2 当社は、第31条に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに次項に定める率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）の配当金（1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第5項に従い配当金を支払ったときは、当該配当金の額を控除した額とする。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第10条の2 当社は、第30条第1項に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに次項に定める率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）の配当金（1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第5項に従い配当金を支払ったときは、当該配当金の額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
2	2
) < 条文省略 >	) < 現行どおり >
4	4
5 当社は、 <u>第31条</u> に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の配当金を支払う。	5 当社は、 <u>第30条第2項</u> に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の配当金を支払う。
第 <u>11条</u> の3～7 < 条文省略 > (基準日)	第 <u>10条</u> の3～7 < 現行どおり > (基準日)
第 <u>12条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に <u>記載又は記録された株主</u> をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 <u>11条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に <u>記録された株主</u> をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 <u>13条</u> < 条文省略 > (招集権者及び議長)	第 <u>12条</u> < 現行どおり > (招集権者及び議長)
第 <u>14条</u> 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 <u>13条</u> 株主総会は、 <u>代表取締役社長執行役員</u> が招集し、その議長となる。 <u>代表取締役社長執行役員</u> に事故あるときは、 <u>代表取締役副社長執行役員</u> がこれに代わり、 <u>代表取締役副社長執行役員</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第 <u>15条</u> ～第 <u>17条</u> < 条文省略 >	第 <u>14条</u> ～第 <u>16条</u> < 現行どおり >

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第14条、第15条第1項、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第18条～第20条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>4</p> <p>第23条～第30条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第13条、第14条第1項、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第17条～第19条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、代表取締役社長執行役員が招集し、その議長となる。代表取締役社長執行役員に事故あるときは、代表取締役副社長執行役員がこれに代わり、代表取締役副社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>4</p> <p>第22条～第29条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第32条～第33条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>期末配当</u>を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p>第31条～第32条 &lt;現行どおり&gt;</p>